

令和2年2月27日

各 医療機関の長 様

滋賀県医師会
新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 越 智 眞 一

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査での不適切事例
に係るご報告について

平素は、地域医療の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、去る2月25日に政府が決定をいたしました「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等にありますとおり、PCR検査を希望する患者・国民に対しては、医師がその必要性を認めることで実施が可能とされています。

しかしながら、実際には医師が必要性を認め、且つ、PCR検査を実施するためのリソースがあるにもかかわらず、保健所・地方自治体の判断により、患者(国民)が検査を受けられない事態が発生しているとの情報が、地域から日本医師会に複数届いています。

日本医師会ではこうした事態を重く受け止め、まずはその実態を把握し、その上で厚生労働省はじめ関係各位に改善を求めていくことが、緊急に必要であると考え、各都道府県医師会に対し不適切事例を収集するように依頼をいたしました。

つきましては、各会員の先生方で、「新型コロナウイルス感染を疑う患者(相談者)について保健所に連絡(相談)したけれども、PCR検査実施のための条件に合致しないと保健所に判断され、PCR検査の実施には至らなかった」等の事例を把握されている場合には、滋賀県医師会あてにご報告くださいますようお願い申し上げます。

「帰国者・接触者相談センター」への相談の目安

1. 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上（高齢者や基礎疾患等のある方は2日程度）続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
2. 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

疑い例の定義

- (ア) 発熱(37.5℃以上)または呼吸器症状を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- (イ) 発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状を有し、発症前2週間以内に流行地域に渡航又は居住していた、又は流行地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- ※流行地域…中国湖北省及び浙江省、並びに韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡
- (ウ) 発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われるもの
- (エ) 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑うもの

◇滋賀県医師会新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ◇

玄関に貼っていただく表示物を、3ページ目のとおり更新いたしましたので、貼り替えていただきますようお願いいたします。

滋賀県医師会新型コロナウイルス感染症対策本部 行
(FAX : 077-552-9933)

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査での不適切事例 報告用紙

所属医師会 _____ 医師会

医療機関名 _____

i) 事例把握日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ii) 保健所名 _____

iii) 事例発地域（市町名）： _____

iv) 事例内容についてご記入ください。

（例．疑い患者について保健所に相談したが、PCR検査実施のための条件に合致しないと保健所に判断され、PCR検査の実施には至らなかった）

（本会における今後の新型コロナウイルス感染症対策事業推進のため、医療機関名等も記載くださいますようお願いいたします。今回先生方から収集した事例は当該事業以外には使用いたしませんことを申し添えます。）

滋賀県医師会新型コロナウイルス感染症対策本部

TEL : 077-514-8711、FAX : 077-552-9933